



特集
気持ちを一つに。

編集・発行 田辺市企画広報課



〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1
☎0739-26-9970 FAX 0739-22-9898
メール kikaku@city.tanabe.lg.jp



ホームページ <http://www.city.tanabe.lg.jp/>



本紙、中ページに新型コロナウイルス感染症に関する支援制度一覧（カラー）を作成しています。是非ご覧ください。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の方へ

1事業者
10万円

田辺市小規模事業者 事業継続支援給付金 をご活用ください

給付対象者

小規模事業者（商工業者）
市内で飲食業や小売業、宿泊業などを営む小規模事業者

業種	常時雇用する従業員数
製造業 他	20人以内
卸売業、小売業又はサービス業 （宿泊業、娯楽業以外）	5人以内
サービス業のうち、宿泊業、娯楽業	20人以内

給付条件

- ◇小規模事業者（商工業者）であること。
- ◇令和2年1月から同年6月までの期間のいずれかひと月の売上金額が前年同月の売上金額と比較して30%以上減少していること。
- ◇市内に住民登録（令和2年5月1日現在）及び事業所を有する個人事業者、又は市内に本店を有する法人であること。
- ◇市税（国民健康保険税を含む。）を完納していること。

申請書類
申請方法

- 申請は、郵送又は給付金特設窓口で受け付けています。給付金特設窓口は、完全予約制となりますので、事前に電話にて商工振興課で申請日時を予約してください。
- 申請書は商工振興課のホームページから取得できます。申請書の郵送を希望される場合は、商工振興課へご連絡ください。

田辺市 商工振興課

検索

問い合わせ

商工振興課 〒646-8545 新屋敷町1
☎0739-26-9970 FAX 0739-22-9898
☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/index.html>

まずはお気軽に
ご相談ください！

受付締切

令和2年 **12月25日（金）** まで